

令和元年 11 月 25 日
監査委員事務局

三重県監査委員監査基準（中間案）について

1 経緯

- これまで、監査委員が行う監査等に関する具体的な基準についての規定が地方自治法等になく、各団体で独自の監査基準や裁量に基づいて監査等を行ってきた。

本県においては、現在は、合規性や正確性のほかに 3 E 監査*の観点を取り入れた現行の三重県監査委員監査基準（平成 21 年度施行）に基づいて、監査等を実施している。

* 経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) に留意した監査のこと。

- 平成 29 年 6 月、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方自治法が改正された（令和 2 年 4 月 1 日施行）。改正法の施行により、監査委員は監査基準を定めて公表し、当該監査基準に従って監査等をしなければならないこととなった。

地方自治法（抄）

第 198 条の 3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

第 198 条の 4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

- ② 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。
- ③ 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

- ・ 総務省は、監査基準の策定に当たっての指針として、平成 31 年 3 月 29 日に監査基準（案）を示した。同基準（案）では、内部統制に依拠した監査等の実施など、監査等の実施やその結果の報告に関する基準が示されている。

平成 31 年 3 月 29 日付け総務省自治行政局長通知（抄）

《知事・議長・代表監査委員等宛て》

監査基準について総務大臣が示す指針の策定について（通知）

（略）また、監査基準の策定については、改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 198 条の 4 第 5 項の規定により、総務大臣は指針を示すとともに、必要な助言を行うものとされました。総務省としては、監査委員が定める監査基準について総務大臣が示す指針等に関し具体的な検討を行うため、有識者並びに地方公共団体の監査委員及び職員で構成される「地方公共団体の内部統制・監査に関する研究会」をこれまで開催してきたところです。

今般、当研究会における議論を踏まえ、地方公共団体に共通する、監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定した「監査基準（案）」（別添 1）を策定しました。（略）

貴職におかれては、これらを踏まえて早期に監査基準の策定の準備を進められるよう、また、既に自主的に監査の実施に関する基準を定めている地方公共団体においては、当該基準が地方自治法第 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準と同様の性質・内容であれば、当該基準を同項に規定する監査基準として位置付けることも可能であるところ、「監査基準（案）」及び「実施要領」を踏まえ、必要な検討を行っていただくよう、格別の配慮をされるとともに（以下略）

2 本県における監査基準の策定（全部改正）に当たっての基本的な考え方

- (1) 今回の地方自治法改正においては、監査の質を高め、住民の監査に対する信頼向上を図るため、監査基準に関する規定が置かれたこと、基準策定に当たっての統一的な指針として総務省が監査基準（案）を示したこと、総務省は当該監査基準（案）を「監査等を行うに当たって必要な基本原則」と考えていることなどを踏まえ、総務省の監査基準（案）を基に現行の監査基準を全部改正することとする。

- (2) また、現行の監査基準で定めている事項のうち、3 E 監査の観点から総務省の監査基準（案）に取り入れられていることから、その他の本県で既に定着している事項について、総務省の監査基準（案）に追加・修正することとする。なお、現行の監査基準で定めている監査等の具体的な実施方法等については、監査基準に基づいて毎会計年度策定する監査等執行計画の中で定めることとする。

3 総務省の監査基準（案）に追加・修正する主な事項

現行の監査基準（別添）で定めている事項のうち、総務省の監査基準（案）に追加・修正する主な事項は、次のとおりである。

- ① 監査の結果に係る講じた措置の報告の求め《現行基準第 25 条》
- ② 監査委員の守秘義務《現行基準第 4 条》
- ③ 財務監査に係る「定期監査」等《現行基準第 10 条》

これらの追加・修正により、別紙の右欄のとおり、三重県監査委員監査基準（中間案）を作成した。

4 三重県監査委員監査基準（中間案）のポイント

- ・ 監査等は、本県の事務の執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。《第 1 条》
- ・ 監査委員は、対象のリスクの内容や程度を検討して監査等を行う《第 8 条》
- ・ 監査委員は、内部統制に依拠した監査等を適切に行う《第 9 条》
- ・ 各種の監査等は、相互に有機的に連携するよう調整する《第 12 条》

5 今後のスケジュール

- 11 月 全員協議会で中間案を説明
- 1～2 月 委員会議で決定
- 2～3 月 県議会へ報告